農林水産省生産局農業環境対策課

平成28年度環境保全型農業直接支払交付金の概要について

はじめに

農林水産省では、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、日本型直接支払制度の一つとして環境保全型農業直接支払交付金によって、自然環境の保全に資する農業生産活動に対して支援しているところです。特に、平成27年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下「多面的機能発揮促進法」といいます。）」に基づく制度となったことから、農業者が安心して取り組めるようになりました。

1．環境保全型農業直接支払交付金について

環境問題に対する国民の関心が高まる中、国際的な動向と協調しつつ、農業分野においても、地球温暖化防止や生物多様性保全等に貢献していくため、農地での炭素貯留量の増加につながる土壌管理や生きものの生息空間の提供等、より環境保全効果の高い営農活動の普及拡大を図っていくことが重要になっています。

このため、農林水産省では平成23年度から、化学肥料・化学合成農薬を原則５割以上低減する取組と合わせて、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対して、当該営農活動の実施に伴う追加的コストを支援する「環境保全型農業直接支払（以下「環境直接支払」といいます。）」を実施しています（資料１）。

全国における環境直接支払の実施面積は、平成23

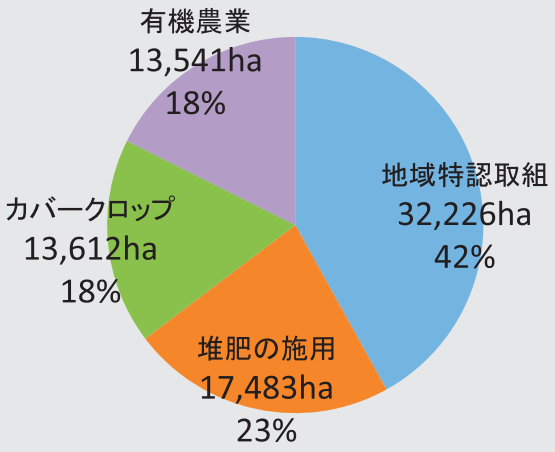

図１　平成27年度の取組別面積（見込み）

表１　環境保全型農業直接支払交付金の実施件数、実施面積、市町村数

	実施件数	実施面積(ha)	市町村数
平成23年度	6,622	17,009	773
平成24年度	12,985	41,439	885
平成25年度	15,240	51,114	918
平成26年度	15,920	57,744	931
平成27年度（見込み）	4,097	76,863	872

※　平成27年度は平成28年１月末時点の概数値

※　平成27年度の実施件数が大きく減少しているのは、平成27年度より本交付金の支援対象者の要件を「農業者個人」から「農業者の組織する団体等」に変更したため

農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援。

【 対象者 】

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

【 支援対象活動 】

化学肥料・化学合成農薬を原則５割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

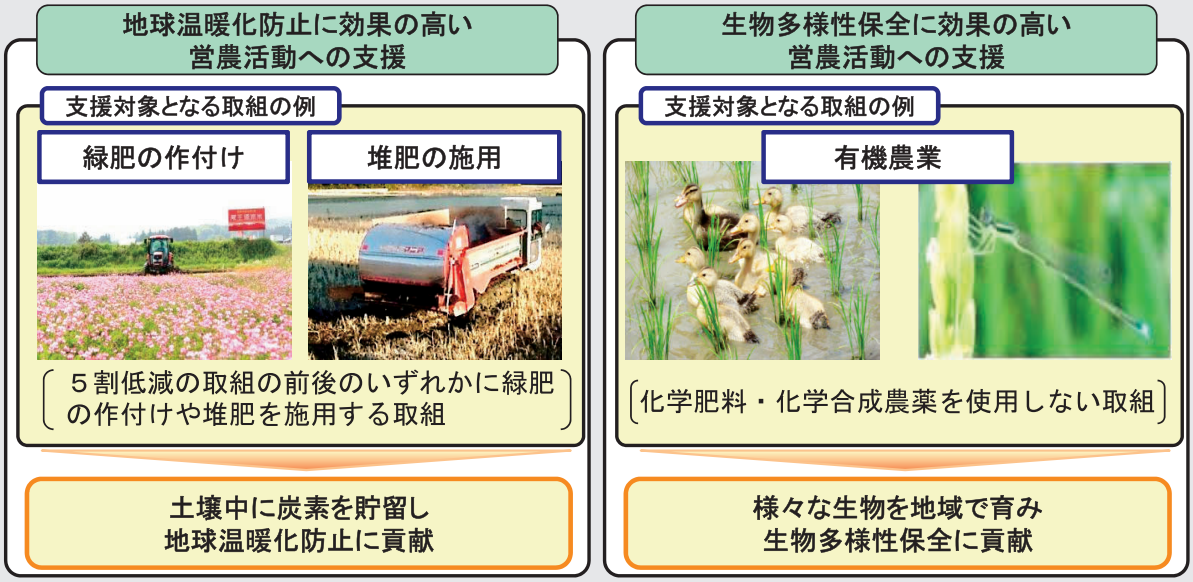

※　上記の取組（全国共通取組）のほか、地域の環境や農業の実態を勘案した上で都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする地域特認取組を設定

【 支援単価 】

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援

全国共通取組	
対象取組	交付単価
緑肥の作付け	8,000円/10a
堆肥の施用	4,400円/10a
有機農業（うちそば等雑穀・飼料作物）	8,000円/10a（3,000円/10a）

地域特認取組の例	
対象取組	交付単価
IPM※1を実践する取組	4,000円/10a～8,000円/10a※2
冬期湛水管理※3	8,000円/10a

※1：IPMとは、総合的病害虫・雑草管理のこと。病害虫の発生状況に応じて、天敵（生物的防除）等の防除方法を適切に組み合わせ、環境への負荷を低減しつつ、病害虫の発生を抑制する防除技術
※2：対象作物や交付単価は道県により異なる
※3：冬期間の水田に一定期間水を張り、水田地帯の多様な生き物を育む取組

※　農業者の組織する団体等は、これらの対象取組に加え、自然環境の保全に資する農業生産活動を推進するための活動（技術向上や理解促進に係る活動等）を実施

資料１　環境保全型農業直接支払交付金の概要

年度当時は約1.7万haでしたが、都道府県や市町村等と連携して制度の周知を進めたことなどにより、平成27年度には約7.7万ha（平成28年１月末時点の概数値）と大幅に増加（前年の平成26年度と比べても約1.9万ha、33％増加）しています（**表１**）。

また、取組別に見ると、平成27年度におけるカバークロップ（緑肥）の作付けの面積は約1.4万haであり、全体の約２割を占めています（**図１**）。

２．法制化について

農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全をはじめとする多面的機能を発揮しており、国民全体がその利益を受けています。一方で、近年、農村地域における高齢化、人口の減少等が進み、このままでは地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じる恐れがあります。

農業の持続的発展と多面的機能が今後とも適切に発揮されるためにも、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要です。

このような状況に対応するため、農業を足腰の強い産業としていくための政策（産業政策）と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための政策（地域政策）を車の両輪として推進することとし、地域政策として「日本型直接支払制度」が創設されました。

この日本型直接支払制度は、多面的機能支払（農地維持支払及び資源向上支払）、中山間地域等直接支払、環境直接支払の３本柱で構成されており、多面的機能発揮促進法が制定（平成26年６月）されたことに伴い、平成27年４月からこの法律に基づく制度として実施しています（**図２**）。法律に基づく制度としたことで、農業者が安心して取り組めるようになりました。

３．環境直接支払の対象者及び対象者の要件

（１）対象者

平成26年度までは農業者個人を中心に支援を行っていましたが、例えば、昆虫、小動物、鳥類等の水田地帯に生息する多様な生きものを育むためには、化学合成農薬の低減や冬期湛水管理などの取組を点在して実施するよりも、地域でまとまりをもって取組を実施する方が効果が高いことなどから、より多面的機能の発揮の促進に資すること等を踏まえ、農業者の組織する団体（以下「農業者団体」といいます。）を基本に支援を行っています（一定の条件を満たす場合は農業者個人も対象としています。）。

（２）対象者の要件

農業者団体の構成員、または一定の条件を満たす農業者が環境直接支払の支援の対象となるには、以下の要件を満たす必要があります。

① 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
② 主作物についてエコファーマー認定を受けていること
③ 農業環境規範に基づく点検を行っていること
④ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術指導や理解増進の活動等。以下「推進活動」といいます。）に取り組むこと

なお、②については、主作物について都道府県のエコファーマー認定を受けていることが基本ですが、エコファーマー認定を受けていなくても特例措置として有機農業の取組を行う農業者等でエコファーマーと同等と認められる活動をしている場合には要件を満たすものとして対象としています。

また、④については、多面的機能発揮促進法の基本理念に基づき、農業者団体を構成する農業者が共同・連携して、自然環境の保全に資する農業生産活動を推進するための活動（環境保全型農業に関する

図２　日本型直接支払制度の概要

技術向上等の推進活動）を展開することで、地域環境の改善・向上のほか、新たに取り組む農業者の増加等による環境保全型農業の普及拡大、消費者や地域住民との交流、環境に配慮した農産物のブランド化などを通じた販売面での効果等にもつながることを期待して推進活動を要件としています。

4．環境直接支払の支援対象取組

支援対象取組としている化学肥料・化学合成農薬を原則５割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動については、平成27年度から引き続き以下の内容を要件としています。

（１）全国共通取組

①カバークロップ（緑肥）の作付け

主作物の栽培期間の前後のいずれかに緑肥等を作付けする取組で、以下の要件に該当するものです（交付単価8,000円/10a）。

ア　品質の確保された種子が、効果の発現が確実に期待できる播種量以上播種されていること。

イ　適正な栽培管理（栽培期間については、春夏播きの場合は概ね２ヶ月以上、秋冬播きの場合は概ね４ヶ月以上とする。ただし、都道府県の栽培技術指針等で本栽培期間より短い栽培期間が示されている場合は、その栽培期間とすることができる。）を行った上で、子実等の収穫を行わず、作物体全てを土壌に還元していること。

②堆肥の施用

主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を施用する取組で、以下の要件に該当するものです（交付単価4,400円／10a）。

ア　Ｃ／Ｎ比（炭素量と窒素量の比率）が10以上の堆肥(鶏ふん等を主原料とするものは除く。)であって腐熟したものを使用すること。

イ　堆肥施用後に栽培する作物が水稲の場合は10ａあたりおおむね1.0ｔ以上、水稲以外の作物の場合は10aあたりおおむね1.5ｔ以上の堆肥を施用すること。

ウ　土壌診断を実施した上で、堆肥施用量が肥効率を考慮した堆肥由来の窒素成分量が原則として都道府県の施肥基準等を上回らないよう、適切な堆肥の施用を行うこと。なお、堆肥その他使用する資材における窒素及びリン酸の各成分量の合計量が、必要とする投入成分量を超えないよう、施肥管理計画の策定に努めること。

（注）主作物が永年性飼料作物である場合については支援の対象としていませんので、注意してください。

③有機農業

主作物について、化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組で、以下の要件に該当するものです（交付単価8,000円／10a等）。

ア　主作物の生産過程等において、化学肥料・化学合成農薬を使用していないこと。

イ　都道府県の「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」（導入指針）に定められた土づくり技術、化学肥料低減技術及び化学合成農薬低減技術の全てを組み合わせた農業生産方式を導入していること（ただし、エコファーマーに関する特例を利用する場合は、導入計画に基づく取組が行われていること）。

ウ　組換えＤＮＡ技術を利用しないこと。

（注）「通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれを使用していない作物」、「水耕栽培等土壌を利用しない栽培方法で生産される作物」及び「永年性飼料作物」については支援の対象になりませんので注意してください。

（２）地域特認取組

地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して支援の対象とする取組です（交付単価8,000円／10aを上限）。対象となる取組や交付単価は取組の承認を受けた都道府県により異なり、平成28年度においては44都道府県で172取組が設定されています。取組の例としては、化学肥料・化学合成農薬を原則５割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組があります（**図３**）。

①草生栽培

５割低減の取組を行う作物の園地に麦類や牧草等を作付けし、一定期間後に枯れた麦類や牧草等が土壌に還元されることにより、土壌中に炭素を貯留する取組（交付単価8,000円／10a）

図３　地域特認取組の例

②リビングマルチ

５割低減の取組を行う作物の畝間に麦類や牧草等を作付けし、一定期間後に枯れた麦類や牧草等が土壌に還元されることにより、土壌中に炭素を貯留する取組（交付単価8,000円／10a）

③冬期湛水管理

５割低減の取組の前後のいずれかの冬期間に水田に２ヶ月以上水を張る取組（交付単価8,000円／10a）

④総合的病害虫・雑草管理（ＩＰＭ）

病害虫の発生状況に応じて、天敵（生物的防除）等による防除方法を適切に組み合わせ、環境への負荷を低減しつつ、病害虫の発生を抑制する防除技術を用いた取組（例：フェロモン剤を活用した予防的措置）（交付単価4,000～8,000円／10a）

５．環境直接支払の申請手続き等

農業者団体等は、事業計画等の提出書類を平成28年６月末までに取組を行うほ場が所在する市町村に提出し、支援対象取組や推進活動が終了した後、当該市町村に報告書類を提出する必要があります。交付金は、都道府県や市町村において取組内容を確認の上、問題がなければ支払われることになります。

申請書類やパンフレット等については、農林水産省ホームページの環境直接支払のページ（http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html）に掲載していますのでご覧ください。

なお、都道府県や市町村によっては、地域独自の要件を追加している場合もありますので、詳細につきましては、取組を行うほ場が所在する市町村にお問い合わせください。

６．おわりに

農林水産省や都道府県では、環境直接支払の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう、有識者による第三者委員会を設置して、交付状況の点検や事業効果の評価等の検証を行うこととしています。

このため、今後、農林水産省や都道府県、市町村が事業効果の評価等のために農業者団体等に環境直接支払に関するアンケートなどを行う場合がありますので、その際には御協力をお願いいたします。

今後も多様な環境保全型農業の取組が展開されるよう環境直接支払において支援を行っていくとともに、環境保全型農業の推進に当たっては、生産はもとより、流通・販売、消費につながる様々な取組を推進していくことが重要であるため、環境に配慮した農産物の生産や需要拡大に向けた多様な施策の展開に努めていきたいと考えています。